

諫早市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月26日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和5年度財政援助団体等（出資団体及び公の施設の指定管理者）  
監査結果報告

1 監査の対象

株式会社県央企画（出資団体及び公の施設の指定管理者）

諫早市干拓の里（指定管理施設）

諫早市農林水産部干拓室（出資団体及び指定管理施設の所管課）

2 監査の期間

令和5年10月16日（月）から11月2日（木）まで

3 実地監査

実施日：令和5年10月27日（金）

4 監査の方法

令和4年度における諫早市が出資している株式会社県央企画及び当該団体が指定管理を行っている諫早市干拓の里の出納その他の事務の執行について、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続を実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、諫早市干拓の里の実地監査を行い、その際、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、当該出資金及び指定管理業務に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 出資団体監査関係（株式会社県央企画）

- ①団体の定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- ②会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ③決算書は関係書類に基づき、正確に作成されているか。
- ④経営成績及び財政状況は良好か。
- ⑤保有財産は適正か。
- ⑥資金の運用は適切か。
- ⑦経費節減は図られているか。
- ⑧出納関係帳票の整備、記帳は適正か。
- ⑨領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

⑩受託業務に関する歳入歳出は適正か。

(2) 公の施設の指定管理者監査関係（株式会社県央企画）

- ①指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ②協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の公金の出納事務を行っているか。
- ⑤規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥利用料金制を採用している場合、利用料金の収納は適正に行われているか。
- ⑦指定管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- ⑧他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨事業報告書は適正に作成されているか。また事業報告書の提出は期限内になされているか。

(3) 出資団体及び公の施設の指定管理者監査関係（所管課：諫早市農林水産部干拓室）

- ①株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ②株券等の保管は良好か。
- ③出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ④出資団体の経営成績及び財産状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ⑤指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ⑥指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ⑦指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- ⑧利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。
- ⑨指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ⑩管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑪指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑫指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑬事業報告書の点検は適切に行われているか。

- ⑭指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑮指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

## 6 監査の結果

令和4年度における株式会社県央企画の出納その他の事務の執行で、諫早市からの出資金に係るもの及び諫早市干拓の里の指定管理に係るものについては、適正に執行されており、特に指摘事項等とすべき事項は見受けられなかった。